

令和4年第8回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和4年8月25日(木)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時57分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	欠
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	ただいまから令和4年第8回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和4年第8回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項に規定による許可申請について。 日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第5、議案第55号から議案第60号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第6、議案第61号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、石附征夫委員と中島英樹委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第52号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。
事務局	それでは議案第52号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲渡人は、農地の管理に苦慮していたため、近くで営農を行っていた譲受人に、買取りの提案を行ったところ、譲受人も経営規模の拡大を考えていたことから、今回の申請に至ったとのことです。 なお、譲受人は季節ごとの花や植木の販売を行っており、申請地については、オリーブ栽培を考えているとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
中島広文委員	中島広文委員。 21日の朝に、清水推進委員と現地確認及び譲渡人との面談を行いました。 申請地は、相続により取得した農地でありまして、ご本人では管理が難しく、近所の方が

	管理されていたそうです。それも難しくなり、返されてしまったそうで、困っていたところ、譲受人と知り合い、申請に至ったとのこと。 譲受人についても、町内で大規模に農業をやられている方ですので、問題ないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 52 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 53 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 53 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 53 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、他市にある社宅に居住しておりますが、7 月末で退職し、社宅を退去しなくてはならないため、生まれ育った寄居町に住宅を建築したいと考え、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 石附委員。
石附委員	申請された土地は住宅に囲われた土地でありまして、周辺も農地が少ない場所です。 先程の説明のとおり、営農の支障がないか確認しましたが、特段の問題はないと判断いたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 54 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 54 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。

事務局	それでは、議案第 54 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 本件は、建売住宅敷地として、農地転用許可を受けておりますが、許可後の事業進捗報告書の提出を受け確認したところ、申請者が土地造成を行ったのち、土地を販売し、土地購入者独自の住宅建築が進んでいることが発覚したものです。 本来は、建売住宅で許可を受けている以上、申請者が土地利用計画どおりに住宅を建築する必要があったため、県と共同で計画内容の変更を行うよう指導し、この度の申請がございました。 住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地の転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実であると認められないことから、農地法施行規則第 47 条第 5 号及び第 57 条第 5 号において、原則として認められないことと規定されておりますが、建築条件付売買予定地については、申請者が宅地造成後の土地を売買するにあたり、土地購入者との間において、自己または自己の指定する建設業者との間に、当該土地に建設する住宅において、一定期間内に建築請負契約が成立すること等の条件が認められるときには、宅地の造成のみを目的とするものに該当しないこととして判断するとされております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件について、地元の委員に意見を伺います。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 この件について、8 月 19 日に議案書が届きまして、即、現地の確認をいたしました。 まず驚いたのは、これから審議をして、許可を受けるという段階で、既に(地番名)には、2 階建ての住宅が完成されている状況だと思います。 また、(地番名)には、現地調査の段階で、基礎の枠組みができており、重機が入り作業を行っておりました。大変難しい条件なので、事務局に出向いて、条件付きとはどういうものなのかを伺わせて頂きました。理解が出来ない部分もありましたが、許可申請をしながら、堂々と工事を行っておりました。今朝も心配でしたので、状況を確認してまいりましたが、浄化槽を 2 基、積んだトラックが現場近くに停車しておまして、建築関係者を待っているのだらうと確認してきました。最初の許可も下りてから、そこまで日も経っておりませんが、2 階建ての住居を建てるには相当の期間があったかと思います。今回の申請書が、事務局に提出され、総会で審議し、県に進達することになるかと思いますが、何しろ、私がたまげたのが、これから審議をして、変更の許可書が出るのが、約 1 か月程先かと思いますけれども、堂々と仕事をしております。不動産業者さんは、それなりの法律、法令を理解されている方で、許可を受けるために、それなりの知識を持って仕事をされているのかと思いますが、我々は申請が来なければ、分からないことがあります。ただ心配なのは、何でもよいから許可を取って、後から変更すれば良いのだというような事例が起きた場合、将来を考えると心配であると思います。県と事務局がよく相談をしてもらって、指導を徹底してもらわないと、「農業委員会が何だい」と見受けられました。私は、推進委員の立場で議決はできませんが、将来の許可条件に合うような指導を強く、お願いしたいと思います。 また、(地番名)は草が繁茂しており、造成は始まっておりませんでした。

	以上です。
議長	現時点でも、工事が進んでいることは、事務局は把握しておりますか。
事務局	はい。現時点でも、工事が進んでいることは確認しております。
議長	少なくとも、許可が下りるまでは、工事は進めてはいけないと思うのですが、どうなのでしょう。
清水推進委員	清水推進委員。 柴崎推進委員から、詳しいお話を伺い、色々な問題点もあろうかと思えますけれども、まず、許可の変更申請をしようとしている中、事務局は、行われている事前着工の事実を、把握していたのでしょうか。全然把握していなかったのですか。
議長	事務局。
事務局	令和3年に、3棟の建売住宅を建てるということで、許可を受けておりますが、その際に、は計画図面等の提出もございます。それに対して、工事の進捗状況報告というものが提出されまして、確認した結果、開発図面と異なっているものができているということで、県と協議を行い、この度の計画変更申請が提出されたということをございます。 内容としては、当初、平屋建ての建築計画でありましたところ、実際は2階建ての構造になっている等、異なるものでありましたため、こうした計画変更の指導となっております。
議長	清水推進委員。
清水推進委員	それなら余計に、色々なところに影響が出てきますので、許可権者は県ですが、県と町で、工事停止命令等の措置をしておかないと、今後、「何をやってもいいんだよ」と「お咎めもないんだよ」となりかねないかと私は思います。農業委員会や県の権限といったものが、形骸化をしないように、農地法違反については措置をしていかないと、後に問題となってくると思います。
議長	事務局。
事務局	先日、事務局も、県と現地確認を行っておりますが、その際、県からの中止措置等の指導はなかったことは事実であります。皆様からのご意見のとおり、計画変更自体が認められていない間にも、工事が進むということは、如何なものかとも思いますので、県と調整を取りまして、至急対応を取りたいと思います。
議長	問題は、「農業委員会は適当でよい」と思われてしまうことですので、委員さんのご意見は、許可が下りるまでは、工事を停止してもらおうようにということで、事務局は県と、そのような方向で、調整頂きたいと思います。よろしいでしょうか。
議長	(委員の中から、「よし」の声)
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。
梅澤委員	議案第54号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
横田推進委員	工事停止命令をするということですか。
事務局	可決するのはおかしいんじゃないですか。
金子委員	ここで意見決定を行います。条件を付けて進達することになるかと思いますが。
	ペナルティはないのですか。
	議決を経て、工事を中止するかと思いますが、その後に1か月、2か月工事をしてはいけない等のペナルティは与えられないのですか。

事務局	まず、こうした意見を県に進達しまして、承認等を経て、措置が講じられるかと思いますが、農業委員会として、罰則規定等はございませんので、その後のさらなる措置というのは、強く指導していく以外に難しいかと思います。
金子委員	法律に対しての違反が、生じるわけだから、ただ黙っているだけというのは、農業委員会が、馬鹿にされているようになってしまいますよね。
梅澤委員	承認してしまうと、工事は進んでしまいますよね。
事務局	あくまで、ここで処分は決まるわけではなく、農業委員会として議決を経た、承認を受けるまでの工事停止という条件を付けて、県に進達するかたちとなります。
議長	許可を受けるまでは、工事差し止めという条件を付けるということで、判断頂くということしかないと思いますが、それは、即効性があるのでしょうか。
事務局	こうした条件が付されたということを、総会后直ちに、県や申請者代理人に報告し、対応については、事務局や県が確認していくことになるかと思います。
小和瀬委員	ブレーキをかけられないようであれば、この委員会の存在意義はなくなってしまいますよね。ブレーキをかけるというのであれば、不許可の方がいいのではないのでしょうか。事前着工というのは、許可制度の中、最低なものであると思いますので。
議長	清水推進委員。
清水推進委員	先程、委員さんから意見がありましたが、これは地元の業者ですよね。寄居町の業者で、事実を知りながらやっているということで、私は確信犯だと思います。今後のためにも、町内の建設・開発業者のためにもなりませんので、きちんとした対応を取っておかないと、後に問題になると思います。
議長	事務局。
事務局	一点、補足させて頂きたいのですが、今回は、計画の変更を承認することでございまして、許可、不許可という判断とは異なってくるのではないかとということで、補足させて頂ければと思います。
議長	清水推進委員。
清水推進委員	条例があつて、規則とかあるわけですよ。要綱もあります。基本的な流れは、法律を遵守して、要綱であっても、県の精神、そういったものに沿って開発を進めるのが、原点だと思います。農業委員会として、審議できる範疇のものなのか、そうでないものを審議して、意見を決定しても、行政不服審査法で、許可に影響が出た等で訴えられた場合、こちらが不利になってしまつては、困りますので、農業委員会として出口を示していただかないと、相手は業者ですから、訴訟問題になったら大変ですよ。
事務局	お話の中で、許可、不許可となっておりますため、先程の説明をさせていただきました。説明が足りず、申し訳ございません。
議長	清水推進委員。
清水推進委員	許可を受けているのであれば、許可内容自体の変更を承認するのではないのですか。
事務局	今回の事案につきましては、すでに許可が出ている案件になります。例えになりますが、その許可を取り消して、新たな計画が提出されれば別ですが、既許可の中で、中身の計画だけを変更することの承認を求める申請になりますので、許可をもう一度与えるものではないというところで、考慮頂ければと思います。つきましては、農業委員会で計画の変更することについて、承認するかどうかというところで、検討頂いております。
	前回、協議されている案件ですが、皆様に図らず、事務局及び県の協議のみで対応するこ

	とは、どうかということもありますので、この度、議案として上程しております。 例えば、先の計画を事前着工しているため、不承認というようなかたちでもよいのですか。そのような表現で、承認または不承認の決定を頂ければと思います。 清水推進委員。 町を心配して申し上げますが、なぜ事態を知り得た段階で、停止させなかったのかは問われないのでしょうか。
会長 事務局	事務局。 こうした事態を把握した段階で、許可権者である県から、この度の計画変更申請を行うよう指導がきておりますので、町の責任となることはないかと思います。 清水推進委員。
清水推進委員	農地法の許可は、計画に基づいて、周辺農地に影響がないであることを確認するわけでありますが、計画内容と異なっていることをしているときに、誰が歯止めをかけるのか。 事務局の考えを教えてください。
議長 事務局	事務局。 あくまで、許可権者である県であると考えております。事務局としては、その状況について、遅滞なく県に報告する必要があると考えております。
清水推進委員	あくまで、県が主導にしても、町と県が共同で対処していくという考え方でよろしいですか。
事務局	そのとおりであると考えます。
議長 事務局	仮に、不承認として進達した場合には、どうなるのでしょうか。 不承認との意見を付して進達した場合でも、県の方が承認という答えを出した場合には、そのように動きますが、あくまで、農業委員会からは、決定された意見が付されているということに変わりはありません。
議長	意見は、出尽くした気もしますが、他にご意見はございますか。
石附委員	石附委員。 ここで、不承認としても県が承認すれば、よいということでは意味がないのでしょうか。 農業委員会の存在意義が問われますが、システムは変わっておりますけれども、農業委員会の法的な位置づけは変わってないですね。投票から推薦制に変わりましたが、何のための委員会なのか。法的な位置づけをきちんとしてくださいよ。私が反対しても、意味がないじゃないですか。法律では強制がないとダメですね。法律に違反しているのに、ダメと言えないのであれば、それは意味がないですね。ここで意見を決定しても、県の判断になるのであれば、審議する意味がないと思うのですが。
事務局	寄居町の場合、農地転用の許可権者は埼玉県になっておりますので、農業委員会では、その案件を許可又は不許可相当として判断し、進達することが役目であります。
議長 横田推進委員	横田推進委員。 農業委員会としては、許可審査中に工事を行っており、違反しているから、協議できないとして、県に進達してもいいのではないですか。
議長 清水推進委員	清水推進委員。 内容としてみれば、建売から区画に変更するとのことで、問題はあるとは思いません。今回の争点は、変更の承認を受ける前に着工しているということですので、今の事実の踏まえ、条件を付けた意見を付して、県に進達するというのも一つの手だと思います。

議長	様々な意見を賜りましたけども、承認をするかしないかという方向で決を取りたいと思います。最終的な決定は県になりますけども、寄居町農業委員会としての意見を示すことは必要だと思いますので、事前着工という事実を踏まえたうえで、判断をお願いいたします。 それでは、採決をいたします。
議長	議案第 54 号について、承認される方は挙手をお願いいたします。 (数名挙手)
議長	賛成少数ですので、議案第 54 号は不承認として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 55 号から議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは議案第 55 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 55 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は町内で建設業を営んでおり、平成 22 年から申請地や隣接する土地を買い受け、資材置き場として利用しておりましたが、申請地が農地のままであったことに気づき、引き続き利用していきたいと考え、申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、始末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	現地をしてまいりました。 事務方の説明のとおり、問題ないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 55 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 56 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 56 号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は町内で農業を営んでおり、所有する農地が道路に接していないため、これまでは、隣接地の地権者に通行の了承を得ることで、管理しておりましたが、譲渡人に相談したところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3

	種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
	吉田委員。
吉田委員	21日に栗原推進委員と一緒に現地の確認と、譲受人とも面談を行いました。
	こちらの進入路の敷地ですが、4m強ございました。接続先は栗畑になっておりまして、特段の問題はないものと思われれます。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に議案第57号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第57号について、ご説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、入間市のアパートに家族で居住しておりますが、結婚を機に二世帯住宅の建築を検討していたところ、親戚から申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
	吉田委員。
吉田委員	21日に、栗原推進委員と現地の確認、譲渡人と面談を行いました。現地については、住宅に囲まれており、草が繁茂しておりました。
	特段の問題はないと思われるので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に議案第58号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第58号について、ご説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、建築、土木工事の設計や施行を行っており、申請地近隣においても資材置き場

	の利用がありますが、資材を置くスペースが不足しているため、近隣で候補地を検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 戸屋委員。
戸屋委員	23日に、轟推進委員と梅澤委員の3人で現地を確認し、譲渡人の娘さんにも話を伺いました。 現地は宅地に囲まれた土地でありまして、問題ないものと思われしますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第59号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第59号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、町内で土木工事業を営んでおり、申請地に隣接する土地を資材置き場及び駐車場の事業用地として利用しておりますが、車両等の増加に伴い、資材の搬入や車両の出入りに不便を強いられていたところ、隣接する申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号によりまして、拡張にかかる部分の敷地の面積が既存敷地の面積の2分の1を超えないものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 栗原推進委員。
栗原推進委員	21日に吉田委員と現地を確認し、申請者に話を伺いました。申請者は解体業を行っており、現在の資材置き場では手狭となっていたとのこと。 特に問題ないと思われしますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 60 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 60 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、八高線用土駅と松久駅間付近において、線路を横断する水道配水管を防護するための付設替え工事に伴い、資材置き場や従業員待機所として使用したく、今回の一時転用の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号、ロ、(1) の不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 中島広文委員。 21 日の朝に、清水推進委員と現地確認と譲渡人に話を伺いました。 譲渡人のお話によりますと、工事期間が 6 か月ということでありまして、一時転用ということ。
中島広文委員	北側に、農地がありますが、転用内容から影響は少ないと思われますので、問題ないものと思います。 公共性が高く、必要な申請であると思われますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 60 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 60 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 61 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。 (梅澤委員退席)
議長 事務局	それでは、議案第 61 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 61 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 3 件、3 筆、4,032 m²です。 農地の内訳につきましては議案書 3 ページの右下のとおりです。 このうち、新たに利用権設定を行うものは整理番号 2、3 の 2 件、その他は以前決定された計画の継続となるため再設定となります。

	今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 61 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席してください。 (梅澤委員復席)
議長	以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。 (委員から、「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
事務局	事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、9 月 27 日、火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 9 月 27 日、火曜日、午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和 4 年第 8 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 英樹 委員

石附 征夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年8月25日

議長

室岡重雄

委員

石附征夫

委員

中島英樹